特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	障害者総合支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊奈町は、障害者総合支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

埼玉県伊奈町長

公表日

令和7年11月25日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に則り、障害者の手帳申請受理、進達事務、照会事務、認定事務、交付事務、手当支給、受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①障害者手帳の情報照会 ②手当の情報照会 ③受給者の申請管理に関する情報照会 ④受給者の支給決定事務に関する情報照会 ⑤受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会 ⑥受給者のサービス利用に係る給付状況の照会
③システムの名称	障害福祉・総合支援システム 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
障害者総合支援受給者ファイル 更生指導台帳ファイル 手当情報ファイル 自立支援医療受給者台帳ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の8の項、11の項、12の項、14の項、34の項、46の項、47の項、84の項 並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第37条、第38条、第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①主務省令第2条の表における情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び、番号法令第19条第8号に基づく主務省令第2条の表。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3 ②主務省令第2条の表における情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び、番号法令第19条第8号に基づく主務省令第2条の表。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号　362－8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場　総務課 電話番号　048－721－2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊奈町役場　社会福祉課 電話番号　048－721－2111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	照会を行う際は、氏名、生年月日、性別、住所を含む情報が適正かどうか複数人で確認している。また、保管が必要な情報以外は適正に処分し、個人情報が外部へ漏れないよう留意している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	福祉課長　清水　彰	福祉課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅱしきい値評価判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成27年6月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅱしきい値評価判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年6月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う項目追加
令和1年6月26日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第2の10の項、11の項、12の項、20の項、53の項、66の項、67の項、68の項、69の項、10の項8、109の項、110の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第14条、第27条、第37条、第38条、第55条 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条の7号、別表第2の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116項の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第2の10の項、11の項、12の項、20の項、53の項、66の項、67の項、68の項、69の項、108の項、109の項、110の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条の7号、別表第2の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116項の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2	事後	
令和2年11月21日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第2の10の項、11の項、12の項、20の項、53の項、66の項、67の項、68の項、69の項、108の項、109の項、110の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条の7号、別表第2の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116項の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第2の10の項、11の項、12の項、20の項、53の項、66の項、67の項、68の項、69の項、108の項、109の項、110の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条の7号、別表第2の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116項の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2の2	事後	
令和2年11月21日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号　362－8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場　総務課 電話番号　048－721－2111	郵便番号　362－8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場　総務課 電話番号　048－721－2111	事後	請求先の住所変更
令和2年11月21日	Ⅱしきい値評価判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	時点修正
令和2年11月21日	Ⅱしきい値評価判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値評価判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値評価判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正に伴う修正
令和4年12月21日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署①部署	福祉課	社会福祉課	事後	項目の修正
令和4年12月21日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	福祉課長	社会福祉課	事後	項目の修正
令和4年12月21日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	伊奈町役場　福祉課 電話番号　048-721－2111	伊奈町役場　社会福祉課 電話番号　048-721－2111	事後	項目の修正
令和4年12月21日	Ⅱしきい値評価判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	時点修正
令和4年12月21日	Ⅱしきい値評価判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	時点修正
令和6年11月26日	Ⅰ関連項目　4．情報共有ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第2の10の項、11の項、12の項、20の項、53の項、66の項、67の項、68の項、69の項、108の項、109の項、110の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第2の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116項の項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2の2	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条8号及び、番号法令第19条第8号に基づく主務省令第2条の表。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条8号及び、番号法令第19条第8号に基づく主務省令第2条の表。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2の2	事後	項目の修正
令和7年10月15日	Ⅱしきい値評価判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和7年10月1日　時点	事後	時点修正
令和7年10月15日	Ⅱしきい値評価判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和7年10月1日　時点	事後	時点修正